

川崎市会議員団
様

「成人ぜん息患者医療費助成条例」及び「小児ぜん息患者医療費支給条例」の継続のためのご要請

1、2021年11月、福田市長は「川崎市行財政改革第3期素案」を発表し、川崎市地域医療審議会に対し「アレルギー疾患対策の方向性について（諮問）」（令和4（2022）年5月6日）をおこないました。2022年11月24日、同審議会は市長に答申を提出しました。

同答申は、標記2条例を「廃止」することを主要内容とするものでした。

川崎公害病患者と家族の会（＝以下家族の会）は標記2条例の廃止に反対する立場から、12月15日、市長に制度廃止撤回の申し入れ書を提出しました。

「成人ぜん息患者医療費助成条例」によって認定されている患者は、8,862人（2022年9月現在。「令和4年11月号 川崎市公害健康被害補償事業の実施状況（月報）」より）であり、また「小児ぜん息患者医療費支給条例」では3,436人（同「月報」より）、合計12,298人の患者が制度の適用を受け、重症化を防ぎまた健康回復に努力しています。

2条例が廃止されれば、上記の患者は医療を受ける機会が著しく制限されるか、場合によっては医療機会が奪われる危険性がある。

「成人ぜん息患者医療費助成条例」は、月報によれば新たに申請し、認定される患者が毎月約50人、年間で600人を超える新規認定患者が発生している。答申は、今後も発生するぜん息患者の治療権や健康権を根こそぎ奪い、その結果、生存権をも脅かすものであり、絶対に容認できない。

「喘息予防・管理ガイドライン2015」（＝以下ガイドライン）では、「（喘息）治療の目標を、理想的には無症状を完全なコントロール状態として位置付けて、現在の症状や薬の副作用がなく健常人と同様の日常生活を送れること、そして将来にわたり呼吸機能を維持して増悪や喘息死を回避することを中心」とする。喘息治療は、日常的に医師が管理し、症状の増悪や喘息死を回避することが重要であることが指摘されている。川崎市が実施している「成人ぜん息患者医療費助成条例」及び「小児ぜん息患者医療費支給条例」は、患者にとって日常的に医師の管理を物理的に保障する役割を果たしています。

近年ガイドラインに基づく治療が普及し、喘息死が減少していると言われるのは、受診機会が保障され医師の管理が行き届いた場合のことで、同制度の廃止により受診機会が奪われれば、それにより喘息死に直結することとなるのは間違いありません。

同制度は、患者の症状悪化を防ぎ、喘息死を回避するという大変重要な役割を果たしています。

ぜん息患者の「いのち綱」である標記2つの条例を継続されるよう、ご尽力いただけますよう強くお願いする次第です。

福田市長はぜん息患者（1万2千人）の『いのち綱』を

切るな！12・15市役所前行動参加者一同